

平成30年 給与に関する報告及び勧告の概要

本年の給与勧告の特徴

月例給、特別給（ボーナス）ともにプラス改定

- ・ 民間給与との較差 634 円 (0.16%) を埋めるため、給料表を改定
- ・ 特別給（ボーナス）を引き上げ (0.05 月分)、引上げ分は勤勉手当に配分

※ 月例給、特別給ともに増額の勧告を行ったのは平成 28 年以來 2 年ぶり（月例給の増額勧告は平成 28 年以來 2 年ぶり、特別給は 5 年連続の増額勧告）

1 公民比較

(1) 月例給

民間給与	職員給与	公民較差
387,060円	386,426円	634円 (0.16%)

(平成30年 4 月分給与を比較)

※ 市内民間事業所の調査対象は、298事業所（市内1,482事業所から無作為抽出）
本市職員と民間の事務・技術関係の職務に従事する者について、給与を比較
[昨年の公民較差 91円 (0.02%)]

(2) 特別給（ボーナス）

民間の年間支給割合 4.49月（本市現行：4.45月）

※ 昨年 8 月から本年 7 月までに支給された特別給で算出
[昨年の民間の年間支給割合 4.47月（本市：4.35月）]

2 給与報告・勧告の内容

(1) 月例給の改定内容

給料表を改定すること。初任給は1,200円引き上げる。それ以外は、300円を基本に引き上げる。

(2) 特別給の改定内容

期末・勤勉手当の支給月数を年間で0.05月分引き上げ、4.50月*とすること。
引上げ分は、勤勉手当に配分すること。

※ 支給月数は0.05月単位としており、小数点以下第 2 位を二捨三入、七捨八入して算出

		期末手当		勤勉手当		合計
30年度	一般職員	6 月期	1.25 (支給済)	0.90 (支給済)	4.50 (現行4.45)	
		12月期	1.40 (改定なし)	0.95 (現行0.90)		
	管理職員	6 月期	1.05 (支給済)	1.10 (支給済)	4.50 (現行4.45)	
		12月期	1.20 (改定なし)	1.15 (現行1.10)		
31年度	一般職員	6 月期	1.325 (現行1.25)	0.925 (現行0.90)	4.50	
		12月期	1.325 (現行1.40)	0.925 (現行0.90)		
	管理職員	6 月期	1.125 (現行1.05)	1.125 (現行1.10)	4.50	
		12月期	1.125 (現行1.20)	1.125 (現行1.10)		

(3) 実施時期

月例給の改定：平成30年 4 月 1 日から実施

特別給の改定：この勧告を実施するための条例の公布日から実施

3 人事給与制度等に関する報告の内容

今後ますます行政課題が複雑・高度化することが予測される中で、市民の信頼・要請に全力で応えていくために、職員個々の事情に応じた働きやすい環境を整え、一人ひとりが意欲・能力を最大限に発揮し、全ての職員が活躍できる組織づくりが重要である。

(1) 働きやすい環境を整えるために

ア 長時間労働の是正・過重労働の防止

規則等で時間外労働の上限を規定することの検討や職員の健康を守るため医師による面接指導の強化等、現在行っている取組を継続・強化していかなければならない。

イ 健康経営について

メンタルヘルス不調を未然に防止するため、ストレスチェックの結果を活用し、セルフケアや職場環境の改善等の取組を更に進めていく必要がある。

ウ 教員について

業務実態を踏まえ働き方改革プランが策定されたところであり、様々な取組を着実に実施し、業務実態の改善に早急に努めていかなければならない。

エ 新しい働き方について

職員のライフスタイルに応じた柔軟な働き方が可能な環境整備が必要である。

(2) 職員一人ひとりが意欲・能力を最大限に発揮するために

ア 人材育成ビジョン

職員が自ら学ぶ姿勢を持って課題解決に向けて主体的に取り組むよう人材育成を進めるべきである。

イ 兼職（報酬を得て公益的活動等を行うための事務又は事業に従事すること）

報酬を得て公益的活動等に参加する兼職を検討していく必要がある。

(3) 全ての職員が活躍するために（ダイバーシティの推進）

ア 女性の活躍推進及び仕事と育児・介護等の両立支援

ライフイベントが生じても女性が責任ある業務を担えるよう支援し、男性も家事・育児・介護等に当然参画するという意識を組織全体に醸成していかなければならない。

イ 高齢期職員の能力及び経験の活用

定年の段階的引上げについて本市の状況に合わせて検討していくことが重要である。

ウ 障害者雇用の促進について

個々の障害の特性を踏まえた業務や配置職場の拡大など、引き続き積極的な取組が必要である。

エ 会計年度任用職員等の勤務環境の整備

常勤職員が担うべき職務内容・責任との差を明確化し、処遇について合理的な内容となるように適切に検討し、計画的に準備を行っていくことが重要である。

【参考1】 勧告どおり改定が実施された場合の行政職員の平均年収額

現行	改定後	増減	平均年齢
626万1千円	629万円	2万9千円	40.7歳

(平成30年4月から平成31年3月までの年収額)

<影響額> 行政職員、消防職員、教育職員及び医療職員 約9億円 [32,312人]

【参考2】 最近の給与勧告の状況

	月例給 公民較差	特別給 (ボーナス)		平均年間給与 増減額(行政職)
		年間支給月数	対前年比増減	
平成20年	※ ▲ 86円 (▲0.02%)	4.50月	—	—
21年	▲2,092円 (▲0.50%)	4.15月	▲0.35月	▲17万4千円
22年	▲3,262円 (▲0.80%)	4.00月	▲0.15月	▲11万1千円
23年	▲3,033円 (▲0.76%)	4.00月	—	▲4万8千円
24年	▲317円 (▲0.08%)	4.00月	—	▲4千円
25年	※ ▲ 95円 (▲0.02%)	4.00月	—	—
26年	903円 (0.23%)	4.15月	0.15月	7万1千円
27年	1,072円 (0.27%)	4.25月	0.10月	5万5千円
28年	455円 (0.12%)	4.35月	0.10月	4万4千円
29年	91円 (0.02%)	4.45月	0.10月	3万7千円
30年	634円 (0.16%)	4.50月	0.05月	2万9千円

※ 平成20年及び平成25年は勧告を行わなかった。